

## 白根農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

## 1 変更の概要

- (1) 変更種別：除外  
 (2) 変更概要

付図 番号	除外箇所	除外前の 用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記地目)	除外後 の用途
—	南区東萱場参人 割[ ]番[ ]	農用地	法第13条第2項該当 具体的理由：農家分家住宅建設 のため	299㎡ (畑)	農家分家 住宅用地

## 2 変更理由

## 【経済情勢の変動その他情勢の推移】

新潟市南区白根地域において、農家分家住宅建設を行うものである。

申出者の実家は、両親2人で果樹を中心とした農業経営を行っている。申出者の実家には両親のほか、申出者の姉弟も同居しており、申出者家族（申出者・妻・子）が同居するには手狭のため、現在は実家から離れた場所にアパートを借り、農作業は通いながら手伝っている。両親も年齢を重ね、今まで通りの農作業をこなすことが難しくなり、申出者夫婦の農作業の作業量も増えてきている。特に果樹作業については、天候により早朝や夕方までの作業となり、かつ、年間を通じて作業が必要なことから、通いながらの農作業は困難な状況になりつつある。実家の敷地には、住宅や居住者の駐車場のほか、農作業に必要な施設や用地があるため、新たに住宅を建設するスペースがなく、実家敷地以外に住宅建設用地を探す必要がある。将来的に両親から農業経営を引き継ぎ、後継者になると考えているため、両親が高齢になる前に栽培指導等を受ける必要があるため、農家分家住宅用地を確保するものである。

当該地に申出者が定住することにより、実家の農業経営の維持については地域農業の担い手の確保につながることから、実家と同じ集落内及び近隣集落内において、当該開発に必要な規模の土地を確保しようとするものであるが、同集落周辺には市街化区域がなく、また白根農業振興地域の農用地区域以外の土地についても、適地が存在しないため、白根農業振興地域整備計画を変更し、当該農家分家住宅建設用地を確保するものである。

## 3 変更箇所位置図及び詳細図

別添のとおり

4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して8年未経過のもの）  
該当なし

## 5 当該変更の経過

日付	事項
H29. 8. 3	白根農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県提出
H29. 8.18	白根農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県回答
H29. 9. 5	白根農業振興地域整備計画変更案に係る11条公告・縦覧開始
H29.10. 5	白根農業振興地域整備計画変更案に係る縦覧終了（意見書提出なし）
H29.10.20	白根農業振興地域整備計画変更案に対する異議申出期間終了（異議申出なし）
H29.10.23	白根農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県提出
H29.10.25	白根農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県回答
H29.11. 6	白根農業振興地域整備計画変更に係る12条公告（農振除外）